

別紙

諮問第1085号

答 申

1 審査会の結論

「第〇分団本部建設反対に係る意見について」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「下記工事契約に関し、東京都が平成25年〇月〇日付け工事中止後、同年〇月〇日付け工事の再開の指示までの間に、住民に対して行った調整、協議、及び東京都内部の検討経過に関する文書 記 工事件名：〇〇消防団第〇分団本部（25）新築工事 工事場所：東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番 工事概要：軽量鉄骨造2階建て 延べ面積〇〇㎡ 施工者：〇〇株式会社（所在地：東京都〇〇市〇〇〇丁目〇-〇）」の開示請求に対し、東京消防庁消防総監が平成29年3月17日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 対象文書のタイトルは「第〇分団本部建設反対に係る意見について」であり、「来訪者」と「内容」が記載されていることから、本件消防団施設の建設の反対について、「来訪者」の意見を聞き、まとめた文書と推察される。

このような対象文書について、個人の特定につながる氏名・住所等の情報を非開示とし、個人が特定できない状況とすれば、「内容」の部分を開示しても、当該「個人の権利利益を害するおそれ」があるとは、通常考えられない。

とりわけ、本件は、行政財産たる土地に消防団施設を建設するという事案であるところ、事案の性質に照らしても、「内容」の部分につき合計22行にわたり全てを非開示としなければ、「個人の権利利益を害するおそれがある」場合など常識的に考えて存在しない。

イ 本件の対象文書と過去の情報公開事例は、本件消防団施設に関する文書のうち特定の個人の意見等を内容とする文書であって、情報公開事例としては極めて類似性の高い事例である。

しかしながら、過去の情報公開事例では個人の意見を記載した部分が全て開示されている一方、本件の対象文書では個人の意見を記載した部分が全て非開示とされており、開示、非開示の処分に係る対応の相違は明らかであって、当該相違を基礎付ける合理的根拠はない。

「内容」の全てを非開示とする処分は、常識的に考えても、過去の情報公開事例に照らしても、合理的根拠がなく、条例に反する違法・不当な処分である。

ウ 本件消防団施設に関する過去の情報公開事例において、消防総監は、東京消防庁担当者と住民の面談内容を記録した音声データの反訳文について、発言者の氏名、役職、道路名のみを非開示とし、会話部分については開示している。

したがって、本件において、「個人の発言をそのまま抜き出す形で記載した部分」に当たることを理由に、非開示の決定をすることは、消防総監による過去の情報公開事例と明らかに矛盾する運用であって、その他合理的根拠はなく、本件の非開示処分を正当化する論拠たり得ない。

エ 来訪者の氏名を非開示とした点については、条例7条2号ただし書の適用除外への該当性について、再度の検討を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件対象公文書について、「3 来訪者」に記載された情報（以下「本件非開示情報

1」という。)は、来訪者の氏名等の情報であり特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

(2)「4 内容」に記載された情報(以下「本件非開示情報2」という。)及び「5 その他の内容」に記載された情報(以下「本件非開示情報3」という。)は、来訪者と来訪者に対応した者が非公開で打合せを行った際の記録であり、来訪者の発言については来訪者の発した言葉をそのままに近い形で記録した情報であって、来訪者個人の経歴、思想信条、感情等が読み取れる情報が記載されているほか、来訪者に対応した者の発言については、当該発言から来訪者の発言が推認され(回答が一般的な内容であっても、これによって来訪者がどの程度の情報を有しているかが推認される。)、その結果、来訪者個人の経歴、思想信条、感情等を読み取ることが可能であり、いずれも通常、他人に知られたくない個人に関する情報を含むもので、個人の人格と密接に関わる情報であるから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、それぞれ条例7条2号本文に該当するものとして非開示とした。

また、本件対象公文書は、本件非開示情報1に係る来訪者の発言等を記載したものであって、本件非開示情報2及び本件非開示情報3と一体として来訪者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報に当たるものと解することができる。

(3)処分庁は、本件非開示情報2及び本件非開示情報3が条例7条6号に該当するものとの理由を以下のとおり追加する。

すなわち、〇分団本部施設の建設については、土地の選定について〇〇区の協力なくして推進することが困難であり、本件非開示情報2及び本件非開示情報3を公にすることにより、今後、協力を得るべき〇〇区の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、来訪者の発言のみならず、これに対する回答も土地の選定に関わるものであり、本件開示決定時に〇分団本部施設に関して東京都及び〇〇区を相手方とする住民訴訟が係属しており、訴訟方針に影響するものであったこと、また、現在においても〇分団本部施設の建設が完了していないことに鑑みると、処分庁の争訟に関する事務並びに土地の選定及び取得という交渉に係る事務の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件非開示情報2及び本件非開示情報3は、処分庁又は他の地方公共団体の事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例7条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月25日	諮問
平成30年 6月18日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 6月18日	新規概要説明（第163回第三部会）
平成30年 7月26日	審議（第164回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 消防団の設備資材について

消防団の設備資材については、特別区の消防団における設備資材の管理に関する規則（平成11年12月24日東京都規則第265号）5条において、消防団が使用する設備資材の整備等に関する事務は、消防総監が行うものとする規定されている。さらに、特別区の消防団における設備資材の管理に関する規程（平成12年3月24日東京消防庁訓令第17号）6条において、分団施設は、管内状況、地域特性を考慮し、消防団の災害活動や各種警戒等における拠点とする施設及び消防団活動に使用する機器を格納する施設として活用することを目的に整備すると規定されている。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「下記工事契約に関し、東京都が平成25年〇月〇日付け工事中止後、同年〇月〇日付け工事の再開の指示までの間に、住民に対して行った調整、協議、及び東京都内部の検討経過に関する文書 記 工事件名：〇〇消防団第〇分団本部（25）新築工事 工事場所：東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番 工事概要：軽量鉄骨造2階建て 延べ面積〇〇㎡ 施工者：〇〇株式会社（所在地：東京都〇〇市〇〇〇丁目〇ー〇）」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。実施機関は、本件開示請求に対して、「第〇分団本部建設反対に係る意見について」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、本件非開示情報1、本件非開示情報2及び本件非開示情報3（以下併せて「本件非開示情報」という。）は、条例7条2号に該当するとして、一部開示決定を行った。

また、実施機関は、当審査会に提出した平成30年6月15日付理由説明書において、本件非開示情報2及び3については、条例7条6号にも該当するとして、非開示理由の追加を行っている。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しく

は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例 8 条 1 項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

また、条例 8 条 2 項は、「開示請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 条例 7 条 2 号該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報 1 には、来訪者の氏名等が記載され、本件非開示情報 2 及び 3 には、来訪者及び対応した者の発言が問答形式で記載されており、その内容からして相互に関連性を有する一体不可分のものであることから、本件非開示情報は、全体が来訪者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(イ) 一部開示の可否について

a 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、来訪者の氏名等であり、特定の個人を識別することができる部分であることから、条例 8 条 2 項に規定する一部開示の余地はない。

b 本件非開示情報 2 及び 3 について

審査請求人は、個人が特定できない状況とすれば、内容の部分を開示しても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられないなどと主張するが、本件非開示情報 2 及び 3 は、既に本件対象公文書の表題、日時及び場所が開示されていることを踏まえると、これらを公にすることにより、当該消防団が受け持つ地域の住民等の関係者には来訪者の特定が可能となり、当該来訪者にとって、通常他人に知られたくない消防団分団本部建設に対する反対意見を申し出た事実やその具体的内容等が明らかとなり、当該来訪者の権利利益を害するおそれがないとは認められない。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 についても、条例 8 条 2 項に規定する一部開示はできないものと認められる。

以上のことから、本件非開示情報は、条例 7 条 2 号に該当し、本件非開示情報 2 及び 3 についての同条 6 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋